

特定屋外貯蔵タンクの保有水平耐力の評価に関する技術援助実施細則

平成9年10月21日危保細則第12号
最終改正平成11年10月19日危保細則第14号

第1 目的

この細則は、危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）第20条の4第2項第1号の2に定める保有水平耐力の評価に関する技術援助（以下「保有水平耐力に関する技術援助」という。）の実施について、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 技術援助の対象

保有水平耐力に関する技術援助の対象は、平成9年1月1日現在、現に消防法（昭和23年法律第186号）第11条第1項前段の規定により許可を受けている特定屋外タンク貯蔵所のうち、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）第11条第1項第3号の2及び第4号の規定の適用を受けるものに限るものとする。

第3 技術援助の手続き等

- 1 保有水平耐力に関する技術援助を受けようとする者（以下「委託者」という。）は、別記様式第1の「技術援助委託書」（以下「委託書」という。）に保有水平耐力の評価に必要なタンク本体の設計図書（以下「設計図書」という。）二部を添えて、危険物保安技術協会（以下「協会」という。）に提出するものとする。
- 2 協会は、前項の委託書が提出された場合には、その内容を確認のうえ、別記様式第2により契約書を二通作成し、捺印のうえ、委託者に送付するものとする。
- 3 委託者は、前項により送付された契約書に捺印のうえ、二通のうちの一通を協会に速やかに返送するとともに、危険物保安技術協会技術援助等実施規程第4条に定める受託料を協会の指定する口座に振り込むものとする。

第4 報告書の提出等

協会は、保有水平耐力に関する技術援助が終了したときは、委託者に対し別記様式第3の「特定屋外貯蔵タンクの保有水平耐力の評価に関する技術援助報告書」により報告を行うとともに、第3、1の設計図書一部に協会の証印を捺印のうえ、委託者に送付するものとする。

附 則

この細則は、平成9年10月22日から実施する。

附 則（平成11年10月19日危保細則第14号）

この細則は、平成11年10月19日から実施する。

技術援助委託書

*登録番号

危険物保安技術協会 理事長 殿	平成 年 月 日
	会社名； _____
	所在地； _____
	代表者名； 印 _____
下記により、技術援助について委託します。	

設置者	所在地	電話番号；
	氏名	

設置場所
タンクの呼称又は番号
タンク容量
設置の許可年月日 及び許可番号
設置の完成検査年月日 及び検査番号
所轄消防本部等
希望契約期間

技術援助項目 特定屋外貯蔵タンクの保有水平耐力の評価に関する技術援助

連	約	担当者名	担当部署名	事業所名	電話番号	ファクシミリ番号
		住所				
先	求	担当者名	担当部署名	事業所名	電話番号	ファクシミリ番号
		住所				

* 手数料	* 消費税	* 合計	* 受付欄
円	円	円	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 委託しようとする屋外タンク貯蔵所1基ごとに作成すること。
 3 *印の欄は記入しないこと。

技術援助契約書

	契約番号	—
<p>甲と乙は、特定屋外貯蔵タンクの保有水平耐力評価に関する技術援助について、平成 年 月 日付「技術援助委託書」に基づき、下記のとおり契約を締結する。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p style="margin-left: 100px;">(甲) 所在地；東京都港区虎ノ門四丁目3番13号 秀和神谷町ビル 代表者；危険物保安技術協会 理事長 印</p> <p style="margin-left: 100px;">(乙) 所在地； 代表者； 印</p>		
契約期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日	
契約内容	特定屋外貯蔵タンクの保有水平耐力の評価に関する技術援助	
手数料	円	消費税 円 合計 円

備考 この契約に定めのない事項及び疑義のある事項については、別途甲乙協議して定めるものとする。